

景気の急激な悪化に伴う緊急救済措置について

昨年秋以来、景気は急激な悪化を続けています。卒業を控えた4年生で、卒業必要単位は満たす見込みがありながら、就職先がまだ決まらず、卒業を延期して4月以降に再度就職活動を行うことを考えている学生もいると思われます。大学は、これらの学生を対象に、緊急救済措置をとることにしました。

対象となる学生は以下の通りです。

- 1) 専門演習Ⅱに所属する学生で、卒業必要単位をすべて修得したが、再度の就職活動のために卒業延期を希望する学生
- 2) 専門演習Ⅱに所属する学生で、卒業必要単位をすべて修得する見込みはあったが、再度の就職活動のために、卒業論文の提出を見送った学生
- 3) 専門演習Ⅱに所属しない学生で、卒業必要単位をすべて修得する見込みはあったが、再度の就職活動のために、代替履修相当分（4単位以内）の科目の試験を放棄した学生

以上の条件に該当する学生が、卒業延期を申し出た場合、卒業延期期間の授業料を半額免除します。卒業延期が半期の場合も一年に及ぶ場合も同じく半額免除となります。該当すると思われる学生は申し出て下さい。

申し出期間 : 平成21年3月5日～3月12日

問い合わせ先 : 学務グループ学生支援班 TEL : 083-252-0289

平成21年2月4日

下関市立大学学長